

平成20年度登米市振興総合補助金 (みやぎの水田農業改革支援事業・園芸特産重点強化整備事業) のお知らせ

平成20年度の登米市振興総合補助金（みやぎの水田農業改革支援事業・園芸特産重点強化整備事業）の事業要望調査を行いますので、希望する人はお申し込みください。

みやぎの水田農業改革支援事業（水田営農条件整備事業）

【事業対象者】 農業生産法人、任意組合（3戸以上）などの営農集団
【振興作物】 水稲、麦、大豆、飼料作物、野菜など

事業名	概要	対象経費	補助率
①水田簡易整備タイプ		・用排水整備、整地、客土、栽培施設用地整備など	経費（消費税抜く）の2分の1以内 ※1事業実施主体当たりの県補助金額が、50万円以上の事業を対象
②共同利用機械・施設整備（転作物）タイプ	計画的な水稲の作付けを行い、地域水田農業ビジョンの実現に向けた、土地利用型作物の効率的な生産を図るための条件整備に必要な経費	・対象品目の耕運整地用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械など（品質分析機器含む） ・集団営農用集積出荷施設 ・トラクター、自脱型コンバインは除く	
③共同利用機械整備（稲態様転作物）タイプ		・稲態様転作物の栽培管理用機械など（水稲の直播・有機農法などに関する機械）	
◆事業要件注意事項	▶事業実施主体もしくは構成員がビジョンに示された担い手に位置付けられていること。 ▶①については、受益面積20a以上。②については、受益面積1ha以上。ただし、振興作物が麦類、大豆、飼料作物にあつてはおおむね7ha以上の転作物地または農地の利用集積を行っていること。また、10万円を超える機械であること。③については、受益面積4ha以上で、10万円を超える機械であること。		

園芸特産重点強化整備事業

【事業対象者】 *農協、農協園芸特産関係部会、*農業法人（3戸以上）、任意組合（3戸以上）など
【振興作物】 いちご、きゅうり、トマト、ほうれんそう、ねぎ、そらまめ、なばな類、なす、にら、キャベツ、にんにく、輪ぎく、スプレーぎく、ばら、トルコギキョウ、ストック、りんご、日本なし、ベリー類

事業名	概要	対象経費	補助率
産地改革戦略型		・鉄骨ハウスの場合、1棟1,000㎡以上、事業費6,000万円以内 ・パイプハウスの場合、1棟200㎡以上 ・省エネルギー化設備、生産管理省力化施設・機械、良質苗生産用施設・機械、鮮度保持施設（3坪以上）、出荷調整省力化機械、環境負荷軽減用機械、その他関連機械施設など	経費（消費税抜く）の12分の5以内 ※1事業実施主体当たりの補助金額が、62万5,000円以上の事業を対象
生産流通体制確立型	市場競争力を有する園芸特産物の育成と、新たなマーケット創設を図るため、生産体制、種苗生産体制および集出荷体制の確立や、販売戦略確立や消費宣伝対策などに必要な経費	・技術等実証ほの設置 ・技術向上研修会の実施 ・生産流通履歴の情報公開システム検討 ・販売戦略および消費宣伝対策 ・包装パッケージなどのデザイン開発 ・加工などの高付加価値化の研究 ・集出荷体制検討	経費の2分の1以内 ※1事業実施主体当たりの補助金額が、50万円以上の事業を対象 ※事業費はおおむね200万円以内
◆事業要件注意事項	▶5年後の作付面積、出荷量および販売金額が、現状よりおおむね10%以上増または300万円以上増 ▶観光農園は、既存の栽培面積のおおむね10%以上を観光農園として利用し、果樹は将来複合品目で実施する見込みがあること。 ▶客土など小規模な基盤整備は、対象事業費の12分の5以内または62万5,000円以内/10aのいずれか低い額とする。 ▶施設・機械の更新は対象外（ただし、省エネルギー化設備に限り、原油価格高騰の緊急支援措置として、既存施設への設置を対象とする）。 ▶省エネルギー化設備については、原則その効果が確実に得られるよう最低2種類以上の設備を組み合わせて設置することとし、カーテン増設や空気二重膜ハウス張替の事業費は、別に定める標準事業費を基準とする。 ▶取得金額が10万円未満の機械や既存施設への付帯設備導入は対象外とする。 ▶水道設備・電気設備は、施設用地内のみ対象とする。 ▶パイプハウスは、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものとして農協などが定めた標準仕様のものを対象とする。 ▶生産流通体制確立型の事業対象者は、*のみとする。		

申請時必要書類

- ◆みやぎの水田農業改革支援事業（水田営農条件整備事業）
規約、名簿、財産管理台帳、参考見積書（1社）、カタログ類、作付計画図
- ◆園芸特産重点強化整備事業
規約または定款、参考見積書（1社）、カタログ類、事業実施予定地内施設設置図

【注意事項】

希望者が多い場合には、事業内容を確認の上、調整させていただきますのでご了承願います。

平成19年度園芸産地拡大事業 (2次募集) について

園芸作物の産地形成を目指し、農業者などが行う条件整備および生産資材の購入経費に対し助成します。

【事業対象者】 市内の農業者、農業生産組織および農業者団体

事業名	要件・必要書類	補助率	補助限度額
①園芸用ハウス整備事業（付帯設備含む）	・ハウスの面積は30坪以上であること ・年間の利用期間がおおむね6カ月以上あること ・対象事業費は1坪当たり1万円までとする ・申請書、収支予算書、実施計画書、設計図、設置場所の位置図、見積書（2社以上）、新規就農者は新規就農計画の写し	20%以内 (新規就農者※1 30%以内)	90万円
②園芸用機械整備事業（防除機械、管理機、定植機、収穫機、選別機、包装機、結束機、根菜類洗浄機、暖房機、予冷庫、その他園芸専用機械）	・30万円以上の機械の導入であること ・申請書、収支予算書、実施計画書、見積書（2社以上）、カタログ類、位置図、新規就農者は新規就農計画の写し	20%以内 (新規就農者※1 30%以内)	60万円
③環境保全資材整備事業（生分解性マルチ、防虫ネット）	・事業実施面積は、施設栽培30坪以上、露地栽培500㎡以上であること ・申請書、収支予算書、実施計画書、平面図、見積書、カタログ類	20%以内	20万円
④園芸産地定着化事業（水田に園芸作物を作付けするための客土）	・事業実施面積は、施設栽培30坪以上、露地栽培500㎡以上であること ・客土厚は10cm以上であること ・前年度まで水稲の作付けがあったほ場であること ・申請書、収支予算書、実施計画書、平面図、見積書（2社以上）、カタログ類		
⑤園芸生産者確保対策事業（新規に取組む園芸振興品目※2の種苗購入費）	・これまで、対象となる品目の出荷および販売を行っていないこと ・この種苗により生産された農作物は、すべて出荷または販売を行うこと ・事業対象面積は、施設栽培30坪以上、露地栽培500㎡以上であること ・申請書、収支予算書、実施計画書、見積書（2社以上）、作付場所の位置図	20%以内	10万円
◆事業要件注意事項	▶①～④は、販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設、設備および資材を対象とする。 ▶既存施設・機械の更新および中古施設・機械の購入は対象外とする。 ▶※1は、県による就農計画の認定を受けてから5年以内の農業者とする。 ▶※2は、1日1億円創出事業における野菜、花卉、果樹の重点品目および推進品目（きゅうり、いちご、トマト、なす、そらまめ、ほうれんそう、キャベツ、にら、にんにく、スイートコーン、えだまめ、かぼちゃ、はくさい、ねぎ、たまねぎ、レタス、こまつ菜、つぼみ菜、大根、かぶ、きく、ストック、トルコギキョウ、ばら、シクラメン、りんご、ブルーベリー、おうとう）とする。		

◆全事業共通事項◆

【申込期限】 11月9日（金）
【申込先】 産業経済部農産園芸課（中田庁舎2階）
各総合支所地域生活課 産業建設係

【問い合わせ】 産業経済部農産園芸課 園芸振興係 ☎0220(34)2713

